

にかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第62号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内中小企業者等の人材不足の解消を図るとともに、本市への就職の促進を目的とするにかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、にかほ市補助金等の交付に関する規則（平成17年にかほ市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象人材 市内に就業する新規採用社員
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者又は同項第3号に規定する中小企業者と同規模の社会福祉法人であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業者等（以下「対象事業者」という。）とする。

- (1) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の事業所、暴力団に該当する事業所、政治団体に該当する事業所又は宗教団体に該当する事業所でないこと。
- (2) 雇用保険の適用事業者であること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 前各号に掲げる事業所のほか、市長が不適當と認める事業所でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象事業者が行う対象人材を採用するための事業とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 市長は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。ただし、消費税を除く。）について適正と認めるときは、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、国、県その他の団体の補助金等

を受ける場合には、当該補助金等に相当する額を交付する補助金から控除した額とする。

2 前項の規定により算出された補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、1 対象事業者当たり 1 年度につき上限 50 万円とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、にかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の完了から起算して 30 日を経過した日又は補助対象事業の完了日が属する年度末までのいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 申込書又は契約書等（別表に掲げる経費区分ごとの金額がわかるもの）の写し

(2) 補助対象事業の実施状況を示す資料又は写真等

(3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し

(4) 市税等の滞納がないことを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による交付申請があつたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、にかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 8 条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、にかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があつたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の変更及び取消し)

第 9 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の内容を変更し、又はその全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又はその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) この告示で付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の内容を変更し、又はその全部若しくは一部を取り消した場合において、当該取消し等に係る部分に関し既に交付した補助金があるときは、にかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金返還命令書（様式第4号）により交付決定者に通知し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第46号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(この告示の失効に伴う経過措置)

3 前項によるこの告示の失効前にこの告示による交付を受けた補助金についての第9条及び第10条の規定は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助率及び補助金額
求人サイト掲載料	市内を就業場所とする求人の就職・転職情報サイトへの掲載料金	求人サイト掲載料に2分の1を乗じて得た額とし、年度内50万円を上限とする。
Web広告掲載料	求人情報発信を主目的とした、Web広告掲載に要する経費	Web広告掲載料に2分の1を乗じて得た額とし、年度内50万円を上限とする。
求人用企業紹介動画撮影費	求人情報発信を主目的とした企業紹介動画の撮影及び制作に要する経費	求人用企業紹介動画撮影費に2分の1を乗じて得た額とし、年度内30万円を上限とする。

求人用企業ホームページ整備費	求人情報発信の充実化を主目的としたホームページの新規作成又は改修に要する経費（保守・維持費等の経費は対象外）	求人用企業ホームページ整備費に2分の1を乗じて得た額とし、年度内20万円を上限とする。
----------------	--	---

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

にかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

様

にかほ市長

年 月 日付けで申請のあったにかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金について、次のとおり決定しましたので、にかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- ☐ 交 付
交付決定額 金 円
- ☐ 不交付
不交付の理由

様式第 3 号(第 8 条関係)

年 月 日

にかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金交付請求書

にかほ市長 様

住 所
事業所名
代表者名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けたにかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金について、にかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により次のとおり請求いたします。

1 交付請求額 _____ 円

2 振込口座

金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 農 協 支店
種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
(ふ り が な) 口 座 名 義	

様式第 4 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

にかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金返還命令書

様

にかほ市長

年 月 日付け第 号で交付決定したにかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金について、次の理由により交付決定を 変更・取消 することとしたので、にかほ市中小企業等人材確保支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により既に交付した補助金を返還するよう通知します。

1 交付額 円

2 返還額 円

3 変更・取消の理由

4 返還期限 年 月 日

5 返還方法

別添の納入通知書により上記4の返還期限までに最寄りの納入場所（にかほ市指定金融機関等）で納入してください。